

## ＜1 ヶ月あたりのサービス利用料金表（1 割負担）＞

### ◎ 利用料金

#### (1) 総合事業の給付の対象となるサービス

自己負担額は要支援度により異なります。以下のサービスについては、利用料金の大部分が七尾市から給付されます（自己負担分：保険者が交付する介護保険負担割合証の利用者負担の割合）。

基本サービス費	要介護度	1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	2. うち介護保険料から給付される金額	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)
		要支援 1	16,470円	14,823円
	要支援 2	33,770円	30,393円	3,377円
強化加算(一)イ サービス提供体制	要支援 1	720円	648円	72円
	要支援 2	1,440円	1,296円	144円
選択的サービス	運動器機能向上	2,250円	2,025円	225円
	栄養改善サービス	1,500円	1,350円	150円
	運動器機能向上及び栄養改善サービス	4,800円	4,320円	480円

☆ 上記料金は、1 か月分の利用料金および加算料金です。

☆ 送迎・入浴は基本料金に含みます。

☆ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ … 介護現場で働く介護職員の処遇を改善するため、以下の計算式から算出される料金を加算させていただきます。

$$\boxed{1 \text{ か月分の介護保険適用分ご利用総額} \times 5.9\% \quad (\text{ただし、1 円未満切り捨て})}$$

☆ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ … 介護職員総数のうち、介護福祉士を 50% 以上配置した体制を整えているため加算させていただきます。

☆ 介護予防サービス・支援計画表に沿って、ご契約者との合意に基づき、選択的サービス内容が加算されます。

**運動器機能向上加算** … 運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を実施した場合に加算させていただきます。

**栄養改善加算** … 低栄養状態にある又はそのおそれのあるご契約者に対し、ご契約者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を実施した場合に算定させていただきます。

**予防通介複数サービス実施加算Ⅰ** … 運動器機能向上加算と栄養改善加算の複数実施加算を算定している場合には、別途 1 月につき 480 円(単位) を加算させていただきます(運動器機能向上加算と栄養改善加算の算定は行いません)。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 介護保険負担割合証に変更があった場合、変更された割合に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### 償還払いについて

- ☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス・支援計画表が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

### (2) 介護保険の対象とならないサービス

加算料金	食費（おやつ代含む）	650円
その他費用	紙おむつ（M～LL）	各150円
	紙パンツ（M～LL）	各130円
	尿取りパット	各40円
	シェーバー 1個	700円
	替え刃 1個	90円
理髪サービス	散髪代 1回	2,000円
	顔そり代	1,000円
	散髪・顔そり	2,500円

ご希望された方へのみ提供いたします。

### 《参考資料》簡易計算表

要介護度	要支援 1	要支援 2
サービス利用にかかる自己負担額	1,647円	3,377円
サービス提供体制強化加算（I）	72円	144円
運動器機能向上	225円	
食事にかかる自己負担額	650円×利用回数	
合計（1日の自己負担額）	1,944円 + (650円×利用回数)	3,746円 + (650円×利用回数)

### 選択的サービス

円＝単位

- ☆ 食事を行われなかった場合は差し引いてご請求いたします。
- ☆ 運動器機能向上の計画が必要のない方には差し引いてご請求いたします。

## ＜1 ヶ月あたりのサービス利用料金表 (2 割負担)＞

◎ 利用料金

(3) 総合事業の給付の対象となるサービス

自己負担額は要支援度により異なります。以下のサービスについては、利用料金の大部分が七尾市から給付されます（自己負担分：保険者が交付する介護保険負担割合証の利用者負担の割合）。

基本サービス費	要介護度	1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	2. うち介護保険料から給付される金額	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)
		要支援 1	16,470円	13,176円
	要支援 2	33,770円	27,016円	6,754円
強化加算(一)イ サービス提供体制	要支援 1	720円	576円	144円
	要支援 2	1,440円	1,152円	288円
選択的サービス	運動器機能向上	2,250円	1,800円	450円
	栄養改善サービス	1,500円	1,200円	300円
	運動器機能向上及び栄養改善サービス	4,800円	3,840円	960円

☆ 上記料金は、1 か月分の利用料金および加算料金です。

☆ 送迎・入浴は基本料金に含みます。

☆ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ … 介護現場で働く介護職員の処遇を改善するため、以下の計算式から算出される料金を加算させていただきます。

$$\boxed{1 \text{ か月分の介護保険適用分ご利用総額} \times 5.9\% \quad (\text{ただし、1 円未満切り捨て})}$$

☆ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ … 介護職員総数のうち、介護福祉士を 50% 以上配置した体制を整えているため加算させていただきます。

☆ 介護予防サービス・支援計画表に沿って、ご契約者との合意に基づき、選択的サービス内容が加算されます。

**運動器機能向上加算** … 運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を実施した場合に加算させていただきます。

**栄養改善加算** … 低栄養状態にある又はそのおそれのあるご契約者に対し、ご契約者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を実施した場合に算定させていただきます。

**予防通介複数サービス実施加算Ⅰ** … 運動器機能向上加算と栄養改善加算の複数実施加算を算定している場合には、別途 1 月につき 960 円を加算させていただきます(運動器機能向上加算と栄養改善加算の算定は行いません)。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 介護保険負担割合証に変更があった場合、変更された割合に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### 償還払いについて

- ☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス・支援計画表が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

#### (4) 介護保険の対象とならないサービス

加算料金	食費（おやつ代含む）	650 円
その他費用	紙おむつ（M～LL）	各 150 円
	紙パンツ（M～LL）	各 130 円
	尿取りパット	各 40 円
	シェーバー 1 個	700 円
	替え刃 1 個	90 円
理髪サービス	散髪代 1 回	2,000 円
	顔そり代	1,000 円
	散髪・顔そり	2,500 円

ご希望された方へのみ提供いたします。

### 《参考資料》簡易計算表

要介護度	要支援 1	要支援 2
サービス利用にかかる自己負担額	3,294 円	6,754 円
サービス提供体制強化加算（I）	144 円	288 円
運動器機能向上	450 円	
食事にかかる自己負担額	650 円×利用回数	
合計（1 日の自己負担額）	3,888 円 + (650 円×利用回数)	7,492 円 + (650 円×利用回数)

### 選択的サービス

- ☆ 食事を行われなかった場合は差し引いてご請求いたします。
- ☆ 運動器機能向上の計画が必要のない方には差し引いてご請求いたします。